

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

資料番号	2	担当課	循環型社会推進課		
法令名	愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例	根拠条項	6 - 1	不利益処分の種類	登録の拒否
<p>(根拠規定)</p> <p>愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第16条第1項の規定により浄化槽保守点検業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第13条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者</p>					